

北九州市立小池学園指定管理者

提 案 書

団体名：社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

北九州市事業団は、平成 21 年、従来の「基本理念」を時代のニーズにあわせて改定するとともに、新たに「スローガン」「経営方針」「行動規範」を策定しました。本学園は、基本理念等をもとに、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切に作る社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

本学園は、昭和 46 年に開所した福祉型障害児入所施設です。

幼児から高校生までと年齢幅が広く、最重度から正常域という理解力の差や発達障害に見られる特性の多様化などから、目的に応じた細やかな支援や配慮を必要としています。

特に近年の入所児童の傾向として以下の 4 点が挙げられます。

- ① 地域生活での反社会的問題（非行・虞犯行為・粗暴行為など）や非社会的問題（ひきこもり・不登校など）により入所を余儀なくされた軽度児童
- ② 行動問題が大きく、家庭生活が困難になった発達障害を伴う重度・最重度の児童
- ③ 身体的虐待や保護者の養育能力、精神疾患などにより、社会的養護を必要とする児童
- ④ 知的には軽度もしくは正常域だが、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害など発達障害の特性を有する児童

放課後等デイサービスなど在宅福祉サービスの充実により、入所児童数の減少が見られますが、児童期の問題は本人の心身状況等の問題に限らず家庭問題など複雑化しており、入所施設はセーフティネットとしての役割が高くなっています。

今後も、入所施設の機能を生かしながら、入所事業だけでなく地域支援事業にも力を入れ、療育における児童期の拠点施設として、多様化するニーズに応じていきます。

小池学園の基本方針

- 1 利用者一人ひとりの人権を尊重した支援を行います。
- 2 利用者が地域の一員として社会参加ができるよう支援していきます。
- 3 地域に関かれた施設を目指し、地域支援・地域交流の促進に努めます。
- 4 安全で快適な生活環境の整備を図ります。
- 5 職員は研鑽を積み、資質向上に努めます。

1-(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 事業団の沿革

- 事業団は、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。
- 昭和40年11月、事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来51年にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では10種類75施設の運営を行っています。
- そのほか、以下の事業なども北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かし、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。
 - 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業
 - 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
 - 介護認定審査会補助業務
 - 介護保険訪問調査業務
 - 障害支援区分認定審査業務
 - 介護予防ケアマネジメント支援事業
 - 子ども・若者応援センター（「YELL」）など

2 人的基盤

- 事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、アレアスの運営も含め、人的資源の有効利用を積極的に行っています。
- 平成28年8月1日現在の常勤職員数は1,201人（正規431人／嘱託770人）であり、全国的にも専門職を多数有する社会福祉法人の一つです。

〈主な職種〉

事務員	134人	医師	13人	言語聴覚士	11人
指導員	114人	歯科医師	2人	心理士	12人
保育士	422人	リハビリ工学技士	1人	視能訓練士	3人
介護士	21人	薬剤師	2人	歯科衛生士	4人
訪問調査員	59人	メディカルソーシャルワーカー	3人	視覚障害者生活訓練士	1人
包括支援員	83人	栄養士	8人	視覚障害者生活訓練等指導員	1人
家庭訪問指導員	1人	臨床検査技師	6人	看護師	79人
児童厚生員	96人	診療放射線技師	2人	准看護師	5人
相談員	6人	理学療法士	17人	自動車運転手	4人
スポーツ指導員	8人	作業療法士	18人	看護補助員	2人
介護報酬請求員	12人	運営管理責任者	1人	業務員	1人
用務員	3人	介護予防訪問員	10人	指導補助員	1人
介助員	4人			調理員	31人

3 財政基盤

- 事業団は、厳しい経済情勢に対応するため効率性の高い経営をめざしており、平成17年度から5年間の経営健全化への取り組みを続けた結果、財政基盤の安定性は十分に確保されています。
- 今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。
- 平成27年度の事業活動収支計算書の決算額の概要は以下のとおりです。

● 総 収 入	95 億 2,719 万円
● 総 支 出	93 億 8,782 万円
● 当期資金収支差額	1 億 3,937 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 28 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。
 勤労青少年ホームを除き、小池学園など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。
 主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- 昭和 44 年から 47 年間にわたり保育所運営を行っています。
- 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- 平成 27 年度の利用延べ数は 22,079 人（入所率 100.5%）です。

2 障害施設

□ 総合療育センター

- 昭和 40 年、肢体不自由児施設「足立学園」として開設されました。
- 現在は「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- 平成 27 年度の外来診療部門の受診延べ数は 47,486 人です。
- 平成 27 年度の日平均利用は以下のとおりです。

● ひよこ通園（児童発達支援センター）	定 50	42 人
● うさぎ通園（児童発達支援センター）	定 30	19 人
● 足立園（医療型障害児入所施設）	定 80	34 人
● 足立園（療養介護）	定 80	37 人
- なお、総合療育センター西部分所の平成 28 年 4 月開所に伴い、各通園の変更点は以下のとおりです。
 - ひよこ通園は名称を「にこにこ通園」に改称
 - うさぎ通園を廃止し、西部分所に「きらきら通園」を新設

□ 総合療育センター西部分所

- 市内西部地域における通所・外来の利便性を向上させるため、平成 28 年 4 月から新たに開所し、以下の事業を運営します。
 - きらきら通園（児童発達支援センター）定 40
 - 外来（小児科・内科・整形外科・リハビリテーション科・歯科・矯正歯科）

□ ひよりの丘（定 50）

- ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部が移転し、平成 23 年に開設されました。
- 平成 27 年度の一月平均利用は 48.1 人です。

□ ひまわり学園（児童発達支援センター）

- 引野ひまわり学園は昭和 45 年、若松ひまわり学園は昭和 51 年、到津ひまわり学園は昭和 54 年に開設されました。
- 平成 27 年度の一日平均利用は以下のとおりです。
 - 引野ひまわり学園（定 50） 50.5 人
 - 若松ひまわり学園（定 30） 30.1 人
 - 到津ひまわり学園（定 50） 52.4 人

3 児童館

- 昭和 41 年から 50 年間にわたり、運営を行っています。
- 現在の運営館数は 42 館です。
- 平成 27 年度の年間利用は 64 万 7 千人です。

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

小池学園の国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。

	人数	経験年数	根拠規定
保育士	12	11.6 年	児童福祉法第 18 条の 4
栄養士	1	41 年	栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
看護師	1	5 年	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
調理師	1	37 年	調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）
社会福祉士	3	5.3 年	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号）

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について

本学園は、児童福祉法に基づき、幼児から高校生を対象とした福祉型障害児入所施設です。

「一人ひとりの幸せを大切にする」という法人の基本理念及び本学園の基本方針のもと、利用児童が「その子らしく健やかに」成長していくよう、特性や能力に応じた個別支援計画を作成し、基本的な生活習慣や家庭生活・社会生活技能の習得、不適切な行動の軽減など自立に向けた支援に取り組めます。

また、本学園の入所機能や専門性を最大限に活用して、短期入所・日中一時支援・放課後等デイサービスなど地域支援サービスを実施し、地域への社会貢献に取り組めます。

□ 入所支援

○ 本学園は、入所児一人ひとりに対する個別支援計画を作成し、将来の豊かな生活の実現に向け、入所児の状態に応じたきめ細やかな個別的支援を行います。

○ 具体的な支援等は以下のとおりです。

① 各種評価を取り入れた入所児の年齢やニーズに応じた支援を行います。

〈各種評価〉

- 遠城寺式乳幼児分析的発達評価
- S-M社会生活能力検査（第3版）
- Vineland-II 適応行動尺度
- ポーテージプログラム
- 小児自閉症評定尺度 [CARS]
- ウェクスラー式知能検査 [WISC-III・WISC-IV]
- 田中ビネーV
- コミュニティリビングスキル など

② 各種評価に基づいた支援技術を活用し、基本的な生活習慣の確立をはじめ、日常生活に根ざしたスキルの獲得のため支援を行います。

〈支援技術〉

- 応用行動分析
- TEACCH プログラムのアイデア
- ソーシャルスキルトレーニング など

③ 心理指導担当職員（心理カウンセラー）を配置し、虐待等により心理的ケアを必要とする児童を対象に、落ち着いた学園生活を過ごせるよう専門家による支援を行います。【H27年度より開始】

④ 障害の程度や年齢に応じた自立課題の提供や教科学習の支援を行います。

- ⑤ 中・軽度で対人関係に課題のある児童に対して、ソーシャルスキルトレーニングを通じた適切な対人関係のスキル獲得のため支援を行います。
- ⑥ 重度の知的障害を伴う自閉症児に対して、粗大運動を中心とした活動を提供し、体力の維持・ストレス解消・行動問題の改善を図るための支援を行います。
- ⑦ 日常生活における決まり事などを指導するうえで、文字だけではなく、絵や写真など視覚的に理解しやすい手法を取り入れた支援を行います。
- ⑧ 家庭生活の経験が不十分な児童に対して、家庭的で和やかな生活環境を提供します。
- ⑨ 中・軽度児を対象に、将来の家庭生活や自立生活に必要な調理等の家庭生活技能の習得を支援します。
- ⑩ 未就学児を対象に、学園内では体験できないより大きな集団での活動や遊びを体験するため、保育所や児童発達支援センターとの交流保育を行います。(週 1 回)
- ⑪ 社会参加や社会資源の活用のため、利用者の年齢や障害に応じて外出・買い物・外食などを実施します。(随時)
また、長期休暇期間に帰省しない児童に対して、少人数での外出を実施します。(年 2 回)
- ⑫ 保護者との意思疎通を図り、本学園における児童の生活状況や学園運営への理解を深めるため、親・兄弟参加のレクリエーション(親子バスハイク・芋掘り・小池まつりなど)を実施します。(年 3 回)
- ⑬ 入所児の健康管理の一環として、定期健康診断を行います。(年 2 回)
また、入所児の状態に応じて通院による健康管理を実施します。(適宜)
- ⑭ 児童本人や家庭状況について、子ども総合センターと児童に関するケース協議を行います。(年 1 回)
また、同センターとは必要に応じて情報交換・協議・調整を行い、密接な協力関係を継続します。
- ⑮ 児童が通う小池特別支援学校や特別支援学級担当者と個別支援計画やその他支援について情報交換を行い、密接な連携を継続します。(年 2 回)

□ 短期入所

- 入所施設の機能を活かして、短期間の入所を必要とする障害児等を一時的に受け入れ、入浴・食事等の生活介護を提供します。
- 今後も、障害福祉サービス事業に係る基準省令を遵守し、在宅障害児や家族を支援します。(H27 実績利用数 191 人)

□ 日中一時支援(日帰りショート)

- 家族の就労や介護負担の軽減を支援するため、在宅障害児を日中に受け入れ、日中生活の場を提供します。

- 保護者の利便性を図るため、平成 26 年から若松ひまわり学園利用児のお迎えサービス「わんぱくルーム」を開始しています。
- このサービスは、小池学園近隣の通園バス降車場に若松ひまわり学園利用児を迎えに行く無料サービスです。(H27 実績利用数 644 人)

□ 放課後等デイサービス

- 小・中・高校に通う障害児を対象に日中活動の支援を行います。
- 本学園は、保護者の希望と目的に応じて「余暇支援」と「療育支援」に分けて日中活動を支援します。
- 「余暇支援」は、運動あそび・日常生活動作支援などを中心に、子ども同士の関わりやコミュニケーションの取り方、認知課題など日常的な活動の中で支援します。
- 「療育支援」は、社会的コミュニケーションの獲得を目的に、ソーシャルスキルトレーニングや、ゲーム、運動あそびなどを小集団の中で行います。
また、プリント学習や板書などを通して、ビジョントレーニング（視機能訓練）を実施します。
 - 定員 15 名
 - 開所日 平日の授業終了後 13:30~18:00
土曜日・長期在宅期間 11:00~17:00
※ 日・祝日・年末年始を除く
 - 昼食サービス 土曜日・長期在宅期間に提供
 - 送迎サービス 希望者に対して配車可能な範囲で実施

□ 障害児等療育支援事業

- 在宅障害児や保護者への外来相談事業を、個々の状況や必要に応じて個別や小集団により実施します。

【目 標】

	H29	H30	
入所	490	490	年間利用延べ人数
短期入所	191	191	年間利用延べ人数
日帰りショート	555	555	年間利用延べ人数
外来相談	113	113	年間利用延べ人数

□ 発達支援セミナーの実施

- 発達障害への認識と理解を深めるため、保育所、幼稚園、小学校、保護者、一般市民等を対象として、大学教授等専門家を招いたセミナーを実施します。
(年 1~2 回)

【発達支援セミナーの実績】

平成 26 年度	幼児期・学童期のソーシャルスキルトレーニングについて
平成 27 年度	学校・家庭でできる学童期・思春期の発達障害の関わり方について
平成 28 年度	特別支援教育の最新情報と知っておきたい合理的配慮

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

□ 利用者受け入れの拡大

- 入所機能や専門性を活かした地域支援として、短期入所・日中一時支援を実施し、希望児童の受け入れを積極的に行います。
- 特に、緊急な受け入れ要請に対して、可能な限り受け入れに努めます。
 - 児童福祉の観点から施設利用が望ましい場合
 - 本学園で適切な療育的支援が可能である場合
 - 就労やレスパイトなど、保護者や家族への支援が必要な場合

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

□ パンフレットの活用

- 本学園の紹介パンフレットを作成します。(年 1,000 部)
- 外来相談者・見学者・実習生・ボランティア等にパンフレットを配布し、障害への理解と認識を深める活動を継続して行います。

□ 学園のプレゼンテーション資料制作

- パワーポイントで学園紹介資料を製作します。
- 見学者・実習生・保護者等に対して利用児の生活や学園の事業運営などを視覚的にわかりやすく紹介し、障害への理解と認識を深める活動を継続して行います。

□ ホームページ等の活用

- ホームページやブログにより、施設紹介・行事結果等の情報提供等を定期的に行います。(月に最低 1 回の更新)
- 市民・利用児家族・関係機関等への広報活動として情報を発信し、障害への理解と認識を深める活動を継続して行います

□ 発達支援セミナーの開催

- 発達障害への理解を深めるため、大学教授等専門家を招へいしてセミナーを実施します。(年 1～2 回)

- 施設の専門性を活用した地域支援の一環として、一般市民・保護者・保育所・幼稚園・療育機関・教育機関等を対象とします。

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

「小池学園支援サービスマニュアル」に基づき、利用児一人ひとりの個別支援計画を作成し、利用児の障害特性や状態に配慮したサービスを提供しています。今後も、利用児へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

- 利用児のニーズや特性を把握するとともに、発達検査やスキルチェックなどのアセスメントツールを活用して個別支援計画を作成します。
- 個別支援計画作成にあたり、保護者や本人とのヒアリングを行います。
- 保護者の同意を得て、個別支援計画を実施します。
- 年度途中でモニタリングを行い、必要な場合は支援計画の内容を見直します。
- 年度末に2回目のモニタリングを行い、個別支援計画の支援状況について、保護者に報告します。

オ 利用者の家族支援の基本的な考え方や具体的な取り組みについて

社会的養護を必要とする児童や、身体的虐待やネグレクトなど適切とは言い難い環境の中で育った児童が多く入所しているため、家族関係の再構築は大きな課題となっています。

児童の安心と安全、将来への影響性などを加味し、子ども総合センター・小池特別支援学校などと連携しながら、家族関係の修復を図ります。

□ 個人懇談

- 個人懇談を通して、保護者の要望や不安を受け止め、個々に応じた支援を提供しており、継続した家族支援に取り組めます。
 - 「個人懇談」 年3回

□ 親子レクリエーションの実施

- 入所児と保護者が参加するレクリエーションを行うことで、親子がふれあう機会を提供し、親子の関係作りを図ります。
 - 「親子バスハイク」 各棟年1回
 - 「親子レクリエーション」 年1回
 - 「小池まつり」 年1回

□ 関係機関との連携

- 児童の受け入れ等については、子ども総合センターと協議を行うほか、児童の進路等については、関係機関との協議を随時実施します。
 - 子ども総合センターとのケース会議 年1回
 - 子ども総合センターへの情報提供は随時実施
- 本学園の就学児童が通う小池特別支援学校との連携により、児童の状況に応じて担当教員等との連絡調整・協議を随時実施します。
 - 「学校との協議」 月1回
 - 「ケース会議」 年2回
 - 「登校時の申し送り・情報交換」 毎日

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

サービスの品質向上を日常的に意識して改善を重ねていくためには、利用者の「声」をリアルタイムに把握することが不可欠です。

個人懇談だけでなく、電話などでも気軽に相談できる雰囲気を作り、利用者のニーズを迅速に把握し、対応検討から実行までのタイムロスを最大限に短縮することで、「満足」はもとより「信頼」と「安心」を獲得することができるよう取り組んでいます。

また、利用者の声をより多く集約するため、年度末の懇談の折、障害者支援課実施のアンケートを保護者に配布し、出来るだけ懇談当日に記入し回収箱に投函していただくようお願いすることで、回収率の増加を図っています。

□ 利用者の生活の質を高める取り組み

- 以下の行事や活動を定期的実施することにより、児童の生活の質を高めるとともに、親子の絆を深める機会を提供し、満足度の向上に努めます。

【 目標数値 】

項 目	29 年度	30 年度
利用者アンケート満足度	85%	85%
※ 障害者支援課実施アンケートにおける利用者満足度より 個別懇談の実施	年 3 回	年 3 回
生活の質を高める取り組み		
① 親子バスハイク	各棟年 1 回	各棟年 1 回
② 親子レクリエーション	年 1 回	年 1 回
③ 夏まつり	年 1 回	年 1 回
④ 小池まつり	年 1 回	年 1 回
⑤ 平尾台クロスカントリー	年 1 回	年 1 回
⑥ 誕生日の外食	各児童 1 回	各児童 1 回
⑦ 誕生会、季節の行事	随時	随時
⑦ 外出、外食、買い物	随時	随時
⑧ 調理実習、おやつ作り	随時	随時
⑨ 行事食、バイキング食、選択食、誕生者のリクエスト食	随時	随時

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

意志表明、自己選択を尊重するためには、利用者の意向を考慮したレクリエーションや日課、生活空間を作るための取り組みが重要です。

そのために、利用者・保護者の意見集約に取り組むとともに、集約内容に対して職員による課題共有や改善策の対応検討を行い、日常活動に反映することで利用者及び保護者の満足度向上を図ります。

□ 利用者の意志表明、自己選択に対する取り組み

- 個人懇談会、保護者参加の行事等を通して保護者の意見・要望を聴取します。
- 意見箱の設置により、保護者や利用者の意見・要望を集約します。
- 児童で構成する自治会を開き、利用者の意見や要望を聴取します。
- 重度利用者に対しては、日々の活動を十分に把握し、写真や絵、実物など視覚的な情報を提供することで、声なき意見を聞き取るように努めます。

□ 意見箱の設置

- 利用者の意見・要望・苦情を日常的に集約するため、「意見箱」を管理棟及び居住棟に設置しており、今後も継続して意見集約に努めます。

□ 個別懇談の実施（年 3 回）

- 保護者との情報交換などコミュニケーションを図るとともに、個別支援計画に関連した下記内容も含め、個人懇談を実施します。
- 今後も定期の懇談以外に、利用者の状況に応じて随時相談に応じる等、継続して保護者との意思疎通の充実を図ります。
 - 保護者の要望を把握
 - 個別支援計画の作成内容の説明と承諾
 - 個別支援計画のモニタリング（年 2 回）と報告
 - 家庭での生活状況
 - 進路や地域生活にむけてのアドバイス など

□ 職員ミーティング等の実施

- 利用者の生活や日中活動、施設環境などに関する情報を共有し、職員の共通認識のもとで課題を解決するためのミーティングを行います。
- 今後も継続して利用者や保護者の満足向上を図ります。
 - 全職員による係会議（月 1 回）
 - 日常の課題検討、解決のため、職員ミーティング（随時）
 - 個別支援計画作成及び指導のためのグループ会議（年 2 回）
 - 業務分担に応じた担当者会議（随時）

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

本事業団は、福祉サービス向上のため、利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えています。

今後もこの体制を継続し、利用者の満足度向上を図ります。

- 学園に苦情受付及び苦情解決責任者を定め、学園内に掲示するとともに、「小池学園重要事項説明書」に明示し、契約の際に説明します。
- 電話・面接・意見箱により、意見集約を行い対応します。
- 意見内容により事務局担当課と合同で対応します。
- 「人権研修」及び「人権に関する自己チェック」を実施し、権利擁護に対する認識やその重要性について、職員の意識向上を図ります。

〈別紙 1 小池学園重要事項説明書：入所〉

〈別紙 2 事業団福祉サービス苦情解決実施要綱／苦情解決の事務取扱要領〉

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

利用者にとって有益な情報は、下記方法により現在も提供しており、今後もより一層の内容充実を図ります。

- 個別支援計画を作成し、経過とまとめのモニタリングを保護者へ報告
- ホームページ・ブログ
- 小池だより（定期的に家庭や地域へ配布）
- 入所のしおり（入所時）
- 小池学園重要事項説明書（契約時）
- 健康診断結果の報告（健康診断実施時：年 2 回）
- 児童自治会における連絡事項等の周知
- 掲示板による情報提供
- 持ち帰り自由なパンフレットや資料の設置

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

「小池学園支援サービスマニュアル」に基づき、利用児一人ひとりの個別支援計画を作成し、利用児の状態に応じたサービスを提供しています。

今後も、利用児へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

- 利用児のニーズを把握し、特性や状態に応じた個別支援計画を作成します。
- 個別支援計画作成に当たり、保護者や本人とのヒアリングを行います。
- 保護者の同意を得て、個別支援計画を実施します。
- 年度途中でモニタリングを行い、必要な場合は支援計画の内容を見直します。
- 年度末に2回目のモニタリングを行い個別支援計画の支援状況について、保護者に報告します。

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

□ 支援技術の向上

- 職員研修
 - 各種研修会、講演会、講習会等の外部研修に積極的に参加します。
 - 伝達研修を含めた知識・情報の共有化を図るための施設内研修会を実施します。
 - 事業団が主催する療育研修会では、事業団が運営する障害施設の取り組み発表を通じて、障害施設の方向性や支援内容を共通認識するとともに、外部関係者に公開し、障害療育に関する情報共有を図ります。
- 自己啓発のサポート（自主研究グループ）
 - 本事業団は、職員が自主的に結成した研修グループの研修や研究活動を援助する体制を整備しています。
 - 本学園においても、自主研修活動を促進し、職員相互の自己啓発の向上を図ります。

〈平成 27 年度の自主研修グループ〉

- ◇ 事例検討会
 - ◇ 療育支援に関するスキルを考える会
 - ◇ 木育の会
- 本学園独自の取り組み
 - 「社会的不適応行動が見られる中軽度児の支援プログラム作成」をテーマに、平成 26 年から 3 ヶ年計画により専門家の指導を受け、中軽度児の支援充実に取り組んでいます。
 - 今後は、問題行動の修正だけでなく予防的な効果も視野に入れ、支援を継続する予定です。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

□ 適切な業務委託による節減

- 本事業団は、運営施設に共通する委託業務については事務局による一括入札等適切な方法により、業者決定を行っています。
- 今後もこの方法を継続することにより、経費縮減を図ります。
 〈主な委託業務〉
 - 清掃業務
 - 常駐警備業務
 - 衣類洗濯・補修業務
 - 消防設備保守点検
 - 寝具の外注洗濯業務 など

□ 水道光熱費の節約

- 「水道」
 利用児が使用するトイレ・洗面所などに「節水協力」の張り紙を掲示し、利用児及び職員の節水意識を高めます。
- 「電灯」
 利用児が使用する居室・トイレ・洗面所などに「節電協力」の張り紙を掲示し、利用児及び職員の節電意識を高めます。
 また、利用児の使用頻度等を考慮しつつ、「蛍光灯の間引き」など必要な節電対策を講じます。
- 「空調」
 環境省が提唱している空調温度を基準として費用削減を図るとともに、地域における節電対策にも全面的に協力します。
 - 『クールビズ』 夏は 28 度基準
 - 『ウォームビズ』 冬は 20 度基準

【目 標】

千円

項目	29 年度	30 年度
管理運営費	233,226	233,226
使用料収入等	182,269	182,269
指定管理料	50,957	50,957

イ 収入を最大限確保する提案について

- 施設利用に対する相談や問い合わせ時に、各種サービスの利用について積極的な情報開示を行い、利用者の増加に努めます。
- また、学園ホームページにおいても、入所・短期入所・放課後等デイサービス・日帰りショートに関する以下の情報を提供し、利用希望者が安心して利用できるよう情報の開示を継続して行います。
 - サービスの内容
 - 運営規程データ
 - 利用契約書データ
 - 重要事項説明書データ
 - 入所に関する誓約書データ
 - 利用料金の事例（入所）
 - 虐待防止体制
 - 苦情解決体制
 - 個人情報の取り扱い

ウ 利用料金の設定について

- 北九州市条例等で定められた施設利用料金を利用者から徴収します。

エ 市に対する収益の納付について（完全利用料金制の場合）

- 本学園は、民間が対応困難な重度や個別対応を要する児童を受け入れています。
- 最重度・重度の知的障害は6割を占め、個別対応は児童の大半が対象です。
- そのため、配置基準による職員のほか職員を加配しています。
- 民間では職員加配は採算が確保できず、行政の要請や法人の役割として民間対応が困難な児童の受入れを積極的に行っています。
- しかしながら、指定管理料のほか法人の赤字補填により運営を維持している現状から、完全利用料金制の導入による収益の確保は難しいと考えます。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性**ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について**

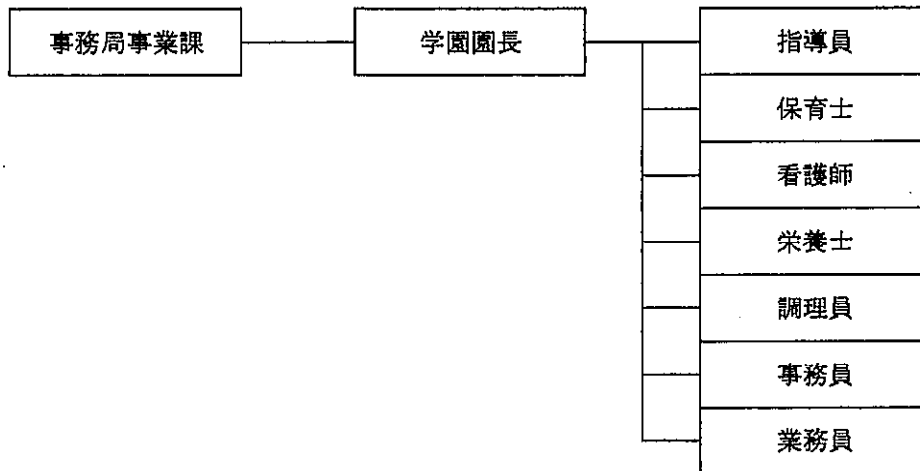
- 平成 28 年度予算を参考として収支の積算を行っています。
- 利用者数の想定は以下のとおりです。
 - 入所（措置） 月平均 28.5 人
 - 入所（契約） 月平均 17.9 人
 - 短期入所 延べ 196 人
 - 日帰りショート 延べ 686 人
 - 放課後等デイサービス 延べ 3,392 人
 - 障害児等療育支援事業（外来相談） 延べ 212 人

イ 指定管理業務の適切な再委託について

- 業務委託については、事務局にて一括入札等の適切な方法により業者決定を行っています。
- 今後もこの方法を継続することにより、品質と費用対効果の向上及び経費縮減を図ります。
- 再委託を予定している主な委託業務及び保守点検業務は以下のとおりです。
 - 清掃業務
 - 常駐警備業務
 - 衣類洗濯・補修業務
 - 消防設備保守点検業務
 - 寝具の外注洗濯業務 など

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

	計	常勤	非常勤
施設長	1	1	
指導員	10	10	(児童係長含む)
保育士	12	12	
看護師	1	1	
栄養士	1	1	
調理員	4	4	
事務員	3	3	(庶務係長含む)
業務員	1	1	
嘱託医師	2		2
	35	33	2

〈配置基準〉

- 児童指導員及び保育士 おおむね障害児数を 4.3 で除して得た数以上
- 児童指導員、保育士、栄養士、調理員、嘱託医 各 1 人以上

〈指導員・保育士の加配理由〉

- 行動障害、発作等症状を有する入所児については、日中活動・食事介助・入浴介助など日常生活の中で、1対1の個別対応を必要とする児童が大半を占めています。

【H28.8.1 現在の入所状況】

		計	パニック	他害	発作	自傷	破壊	反社会的
高1～3年	最重度	1	1					
	重度	0						
	中度	3	1	1		1		
	軽度	6	1	1	1		1	2
中1～3年	最重度	3	1		1	1		
	重度	4	2		2			
	中度	4	1	1			1	1
	軽度	6	1	1			1	3
	正常域	1	1					
小1～6年	最重度	1			1			
	重度	1				1		
	中度	0						
	軽度	5	2	1			1	1
	正常域	3	1	1			1	
未就学児	最重度	0						
	重度	0						
	中度	0						
	軽度	0						
		38	12	6	5	3	5	7

※ パニック等の人数は重複あり／中学の正常域は自閉症

〈留意事項〉

- 本事業団における指導員は、以下の資格要件のいずれかを満たすことが必要です。
 - ① 社会福祉士資格
 - ② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭普通免許状（養護教諭免許除く）
 - ③ 高等学校卒業以上の学歴を有し児童福祉施設又は障害者支援施設で指導員等の実務経験を2年以上有する者

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

- 国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。

	人数	経験年数	根拠規定
保育士	12	11.6年	児童福祉法第18条の4
栄養士	1	41年	栄養士法（昭和22年法律第245号）
看護師	1	5年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
調理師	1	37年	調理師法（昭和33年法律第147号）
社会福祉士	3	5.3年	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

本事業団は、平成 22 年度からの自立経営に向けた体制作りの一環として、「基本理念」「経営方針」「行動規範」を定めています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針に基づいた「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な課題と位置付けています。

そのうえで、本事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

【求める人材像】

1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

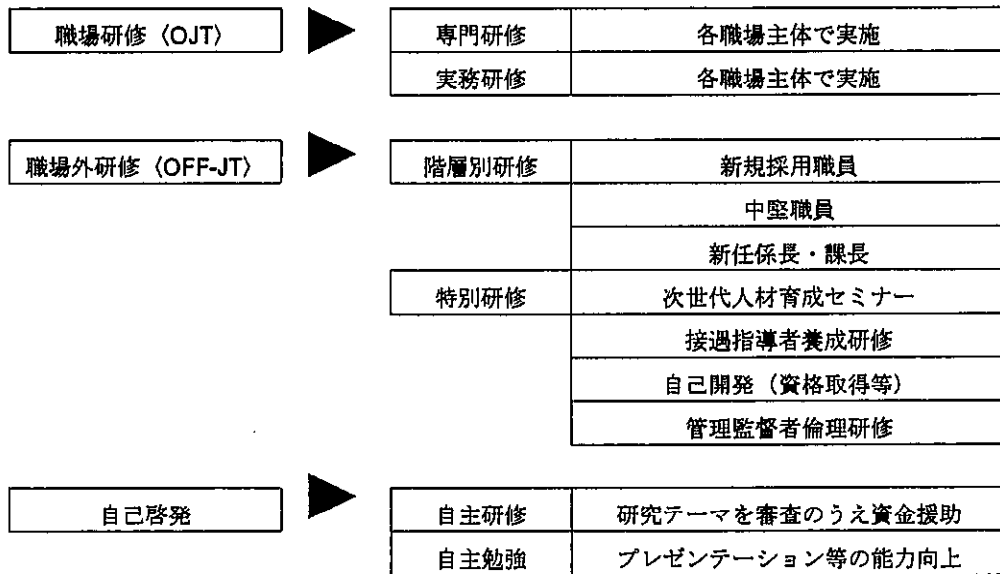
【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修は OJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成

【研修の体系】



【研 修】

- 本学園は、専門知識・技術・情報の共有化を図るため、施設内研修会を実施しています。
- 施設外の講演会や研修会へも積極的に参加しており、今後も、職員の資質向上のため、研修会の開催や参加を継続します。

□ 療育研修 (年 1 回)

- 本事業団が主催する専門研修 (障害施設の指導員・保育士対象) と位置づけ、職員の資質向上を図るため継続して実施します。(32年間継続)
- 小池学園・総合療育センター・ひまわり学園等障害施設の療育や支援の取り組みについて発表する場です。
- 障害施設の方向性や支援内容を共有するとともに、ライフステージに応じた支援に役立てます。
- 一般市民・保育所・幼稚園・教育機関等へ開催を案内し、障害療育に関する情報共有を図ります。

□ 施設内研修

- 伝達研修を含めた知識・情報の共有化を図るため、施設内研修会を実施しています。
- 今後も継続して実施し、職員の資質向上を図ります。
 - 新任・異動職員研修 (2日間：4月初旬)

- 救急救命講習（年1回）
- 人権研修（年2回）
- 不審者対応研修（年1回）
- コンサルテーション等、招聘講師による研修会（年1~2回）
- 外部研修及び講演会の復命伝達研修（随時）

□ 施設外研修

- 福祉サービスの向上を目的として、毎年度実施される各種研修会・講演会・講習会に職員が参加し、専門知識・技術の習得や福祉情報の収集を行います。
- 今後も継続して参加し、職員の資質向上を図ります。
 - 自閉症支援者のための初級セミナー
 - 給食研修
 - 九州地区知的障害関係施設職員研修大会、管理職研修大会
 - 発達障害シンポジウム
 - 福岡県サービス管理責任者研修（児童）
 - 社会福祉士実習指導者講習会
 - 処遇記録研修
 - リスクマネジメント研修
 - 行動障害の対応方法の習得
 - 施設見学、実習
 - 行動援護従事者養成研修
 - 感染症関係研修
 - 看護師関係研修
 - 専門研修
 - ◇ PECS（絵カードを使用したコミュニケーションスキル）研修
 - ◇ TEACCHプログラム研修
 - ◇ ポーテージプログラム研修
 - ◇ ソーシャルストーリーズ研修
 - ◇ いじめ対応研修
 - ◇ 性教育関係研修
 - ◇ ソーシャルスキル関係研修
 - ◇ WAVES（視覚トレーニング）研修 など

〈別紙3 施設外研修のH27年度実績〉

□ 自主勉強会・勉強会等への参加

- 本学園職員は、療育指導の内容に関する各種研究会等に参加し、日常的にスキルアップ等の自己研鑽に努めています。
- 今後も継続して各種研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。
 - 日本 LD 学会・特別支援教育士
 - 日本心理学会
 - 日本ポーターズ協会
 - 北九州 TEACCH プログラム研究会
 - 北九州インリアル研究会

□ 本学園主催セミナー（年 1～2 回）

- 発達障害等に関する基礎的な知識を学べる場として、地域に向けた公開セミナーを実施しています。
- 職員の専門性を高めるとともに、今後も施設の専門性を活かし、地域住民の障害への理解を深めるため、継続して実施します。

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

保育所との交流、市民センターでの子育て支援、ボランティアの受け入れなど、「地域の一員」として地域の活性化に積極的に関わります。

また、将来の福祉人材の育成のため、ボランティア・実習生の受け入れを継続して実施します。

□ 地域との連携

- 地域資源の活用
利用児の体験活動の一環として、近隣施設・スーパーマーケット・コンビニ・飲食店等の利用などを行っており、今後も地域資源を活用した取り組みを継続実施します。
- 小池特別支援学校との連携
同学校評議会に評議委員として参加しており、今後も障害児教育との連携を深めます。
- 交流保育
同年齢児との交流を通じた社会生活を体験するため、保育所、児童発達支援センターとの交流保育を実施しており、今後も継続実施します。（週 1 回）

○ 市民センター等との連携

地域の市民センターや生涯学習センター等を利用した活動を、今後も継続実施します。

□ 講師の派遣

- 大学・専門学校・保育所・幼稚園・関係機関等から講師派遣について定期的な依頼を受けています。
- 将来の福祉人材の育成や保育所・幼稚園職員等の人材育成に貢献するため、専門性を有する職員を講師として積極的に派遣します。

〈別紙 4 講師派遣の H27 年度実績〉

□ ボランティアの受け入れ

- 洗濯物のたたみ作業・利用者の整髪・清掃奉仕等、多様なボランティアを毎年受け入れています。
- 障害児とのふれあいを通じた障害に対する理解と認識を深めるため、今後も受け入れを継続実施します。(年 400 人)

〈別紙 5 ボランティアの H27 年度実績〉

□ 実習生の受入れ

- 保育士や社会福祉士等をめざす学生に対し、本学園の物的・人的資源を活用し、技術習得の機会と場を提供しています。
- 障害に対する理解を深めるとともに、福祉人材の育成に貢献するため、今後も受け入れを継続実施します。(年延べ 100 日)

〈別紙 6 実習生受入れの H27 年度実績〉

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

本事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。

個人情報の保護や開示請求に対して適切に対応するため、情報管理体制を整備しており、今後もこの体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

□ 個人情報の保護

○ 本事業団は「事業団個人情報保護規程」に基づき、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、一層の管理徹底を図ります。

- 個人情報の入手
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
- 利用目的の通知
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
- 個人情報の保管
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
- 個人情報の処分
退園児童の情報は、規定に基づき、速やかに処分します。

□ 情報の開示

○ 本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

〈別紙 7 個人情報保護規程／情報公開規程〉

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、本学園においても利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権を守る体制を整備しています。

また、個々への合理的配慮についても可能な限り努力しており、今後もこの体制を継続し、利用者の権利擁護を徹底します。

- 人権研修を実施します。(年 2 回)
- 人権感覚や基本態度、言葉遣いなどについて、チェックシートを用いて職員の行動・態度を自己チェックし、今後の対応に反映します。
- 「小池学園職員倫理綱領」「小池学園職員行動規範」を定めており、次のとおり利用者の人権尊重に努めます。
 - 生命の尊厳
 - 人間としての尊厳
 - 個人の尊重
 - 利用者主体のサービスの提供
 - プライバシーの保護
 - 快適な環境の提供
 - 社会への参加

- 専門性と施設サービス
- 虐待防止研修を実施します。
- 差別解消、合理的配慮に関する研修を実施します。

※ 小池学園職員倫理綱領／小池学園職員行動規範／人権に関する自己評価表・各項目のチェックの視点は支援サービスマニュアル第1章に含まれています。

〈別紙 8 小池学園支援サービスマニュアル 第1章抜粋〉

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- 利用者の要望を把握するとともに、子ども総合センターと協議・調整を行います。
- 子ども総合センターとの調整結果に基づき、サービス提供を開始します。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

□ 安全対策

- 日常業務の過程で予測される事故への発生予防及び発生した場合の対応について、マニュアルを定めています。
- 職員への周知徹底を図るとともに、今後もこの体制を継続し、安全環境の整備に努めます。
- 主な安全対策は以下のとおりです。
 - 学園全体の安全点検を実施して危険箇所の確認を行い、必要に応じて補修を行います。(月1回)
また、随時気がついた箇所に対しては、適切な処置を講じます。
 - 保健マニュアルにより与薬の方法等に必要な知識を共有し、安全対策を徹底します。
 - ヒヤリハット報告書や誤薬報告書を作成し、職員の情報共有化を図るとともに、事故防止に努めます。
 - 健康管理台帳により一人ひとりの健康状態を把握し、緊急時に対応します。
 - けいれん発作に関しては、発作時の対応手順を個々人に作成し、職員の速やかに対応できるようにします。
 - AEDを設置し、救急体制を整備しています。
また、速やかに使用できるよう、毎月の救命救急研修で使用方法を確認します。
 - 若松消防署の指導のもと、救命救急研修を実施します。(年1回)
また、指導職員を中心とした救命救急研修を月1回実施し、スキルの向上を図ります。

□ 事故発生時の対応

- 事故発生時には、利用者の安全確保を第一に考えて行動します。
- 関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供を行う体制を整備しています。
- 今後もこの体制を継続して維持し、迅速な対応を図ります。



オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

- 健康管理・感染対策等に必要な知識を共有し、安全対策を徹底します。
- 屋内の温度や湿度を適度に保ち、換気を心がけます。
- 汚物処理は処理手順に添って対応し、感染を拡大しないよう十分に配慮します。
- 利用者の食事やおやつ前の手洗い・消毒を徹底します。
- 各種感染症防止のため、園内各所に手指の消毒薬を設置し、自由に使用できるように配慮します。
- 食事の提供にあたっては、「厨房における衛生管理」に沿い、衛生環境の維持や食中毒等の感染症防止に努めます。

〈別紙 9 支援サービスマニュアル 第 4 章第 8 節抜粋〉
 〈別紙 10 給食衛生管理マニュアル〉

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

□ 防 犯

- 若松警察署の立ち会いのもと、不審者対応訓練を行います。(年 1 回)
- 不審者対応マニュアルを整備しており、不審者対応訓練を随時実施し、危機管理の徹底を図ります。
- 今後、国や県の安全対策の方針及び所轄警察署の指導を受け、防犯体制を強化します。

〈別紙 11 支援サービスマニュアル 第 7 章抜粋〉

□ 防 災

- 非常災害計画を策定しており、職員への周知徹底を継続して行います。
- 消防計画を消防署へ提出します。
- 避難訓練を継続実施します。(月 1 回)
- 法定の消防設備点検を実施します。(年 2 回)
- 緊急持ち出し書類を整備しており、この体制を継続します。
- 事務局・職員・保護者への連絡網の整備を継続します。
- 防災マップを園内に掲示し、非常時における速やかな対応を図ります。
- 小池特別支援学校と連携を図ります。

□ 危機管理体制

- 緊急時の迅速な対応を確保するため、施設と事務局との連絡体制を整備しており、今後もこの体制を継続し、危機管理の徹底を図ります。
 - 緊急連絡網
 - ◇ 施設と事務局間の緊急連絡網を毎年度整備し、全施設に配布します。
 - ◇ 緊急時における保護者への連絡は速やかに行います。
 - 動員計画
 - ◇ 災害時の職員配備について毎年度整備し、全施設に配布します。

〈別紙 12 施設・事務局緊急連絡網／事務局・全体動員計画〉

収入項目内訳【平成29年度】

項目	金額(千円)	積算基礎
1. 自立支援費等収入	80,771	
介護給付費収入	1,344	短期入所
障害児施設給付費収入	66,234	
障害児通所施設給付費収入	22,325	放課後等デイサービス
障害児入所施設給付費収入	43,909	指定障害児入所施設
特定入所障害児食費給付費収入	8,340	入所利用者補足給付費
利用者負担金収入	4,853	入所1,531 短期入所341 放課後等デイサービス2,981
2. 措置費収入	88,021	
事務費収入	66,971	
事業費収入	21,050	
3. その他の事業収入	2,155	
受託事業収入	2,155	
日中一時支援	1,523	日帰りショート
障害児療育等支援	632	個別外来、グループ外来
その他の補助金		
4. その他の収入	11,322	研修受入、利用者外給食費、雇用保険料、繰入金収入ほか
合 計	182,269	

収入項目内訳【平成30年度】

項目	金額(千円)	積算基礎
1. 自立支援費等収入	80,771	
介護給付費収入	1,344	短期入所
障害児施設給付費収入	66,234	
障害児通所施設給付費収入	22,325	放課後等デイサービス
障害児入所施設給付費収入	43,909	指定障害児入所施設
特定入所障害児食費給付費収入	8,340	入所利用者補足給付費
利用者負担金収入	4,853	入所1,531 短期入所341 放課後等デイサービス2,981
2. 措置費収入	88,021	
事務費収入	66,971	
事業費収入	21,050	
3. その他の事業収入	2,155	
受託事業収入	2,155	
日中一時支援	1,523	日帰りショート
障害児療育等支援	632	個別外来、グループ外来
その他の補助金		
4. その他の収入	11,322	研修受入、利用者外給食費、雇用保険料、繰入金収入ほか
合 計	182,269	

支出項目内訳【平成29年度】

項目	金額(千円)	積算基礎
1. 事業費(小計)	38,499	
給食費支出	11,929	
保健衛生費支出	996	医薬品費・衛生用品・歯科検診
被服費支出	1,057	被服
教養娯楽費支出	1,276	行事経費・絵本・遊具・保育教材用品
日用品費支出	1,141	トイレトペーパー・ビニール袋他
本人支給金支出	169	措置児
水道光熱費支出	12,882	電気・水道・ガス代
燃料費支出	223	灯油代(採暖用)
消耗器具備品費支出	1,818	調理器具等消耗品代、備品及び什器代
保険料支出	421	施設賠償責任保険料、公用車任意保険料等
賃借料支出	2,348	公用車、コピー機、AED、生ごみ処理機ほかリース料
教育指導費支出	3,533	教材購入費、校納金ほか
車輛費支出	706	公用車燃料代、整備時諸経費ほか
2. 人件費(小計)	179,481	
正規職員	160,175	別紙 人員計画表のとおり
パート等	19,306	別紙 人員計画表のとおり

3. 施設維持管理に関する経費(小計)	14,394	
福利厚生費支出	37	栄養士・調理員被服
旅費交通費支出	312	出張等旅費
研究研修費支出	1,248	施設内研修講師謝礼・研修参加費・研修参加時旅費
事務消耗品費支出	1,090	事務用消耗品費
印刷製本費支出	116	封筒・諸帳票等印刷費用
修繕費支出	2,409	建物修繕・環境整備修繕・公用車関連修繕
通信運搬費支出	601	電話代・郵便代・インターネット通信料ほか
会議費支出	20	来客等お茶代
広報費支出	150	パンフレット印刷、ホームページ維持管理
業務委託費支出	5,633	清掃・常駐警備・衣類洗濯補修等
手数料支出	649	排水管詰まり除去作業料、細菌検査料、振込手数料等
租税公課支出	124	重量税・課税事業(日中一時支援事業)
保守料支出	631	空調機保守点検料・コピー機保守料、福祉の森保守料ほか
諸会費支出	194	県知的障害者施設協会費、市障害児施設連盟会費
雑費	1,180	実習諸費、発達支援セミナー実施時経費
4. その他管理運営に関する経費(小計)	852	
固定資産取得支出		
ファイナンス・リース債務の返済支出	132	福祉の森リース料(小池学園負担分)
拠点区分間繰入金支出	720	職員の年金共済事業主負担
合計	233,226	

支出項目内訳【平成30年度】

項目	金額(千円)	積算基礎
1. 事業費(小計)	38,499	
給食費支出	11,929	
保健衛生費支出	996	医薬品費・衛生用品・歯科検診
被服費支出	1,057	被服
教養娯楽費支出	1,276	行事経費・絵本・遊具・保育教材用品
日用品費支出	1,141	トイレトペーパー・ビニール袋他
本人支給金支出	169	措置児
水道光熱費支出	12,882	電気・水道・ガス代
燃料費支出	223	灯油代(採暖用)
消耗器具備品費支出	1,818	調理器具等消耗品代、備品及び什器代
保険料支出	421	施設賠償責任保険料、公用車任意保険料等
賃借料支出	2,348	公用車、コピー機、AED、生ごみ処理機ほかリース料
教育指導費支出	3,533	教材購入費、校納金ほか
車輛費支出	706	公用車燃料代、整備時諸経費ほか
2. 人件費(小計)	179,481	
正規職員	160,175	別紙 人員計画表のとおり
パート等	19,306	別紙 人員計画表のとおり

3. 施設維持管理に関する経費(小計)	14,394	
福利厚生費支出	37	栄養士・調理員被服
旅費交通費支出	312	出張等旅費
研究研修費支出	1,248	施設内研修講師謝礼・研修参加費・研修参加時旅費
事務消耗品費支出	1,090	事務用消耗品費
印刷製本費支出	116	封筒・諸帳票等印刷費用
修繕費支出	2,409	建物修繕・環境整備修繕・公用車関連修繕
通信運搬費支出	601	電話代・郵便代・インターネット通信料ほか
会議費支出	20	来客等お茶代
広報費支出	150	パンフレット印刷、ホームページ維持管理
業務委託費支出	5,633	清掃・常駐警備・衣類洗濯補修等
手数料支出	649	排水管詰まり除去作業料、細菌検査料、振込手数料等
租税公課支出	124	重量税・課税事業(日中一時支援事業)
保守料支出	631	空調機保守点検料・コピー機保守料、福祉の森保守料ほか
諸会費支出	194	県知的障害者施設協会費、市障害児施設連盟会費
雑費	1,180	実習諸費、発達支援セミナー実施時経費
4. その他管理運営に関する経費(小計)	852	
固定資産取得支出		
ファイナンス・リース債務の返済支出	132	福祉の森リース料(小池学園負担分)
拠点区分間繰入金支出	720	職員の年金共済事業主負担
合計	233,226	

